

破産管財人による隠匿資産の調査

辻田 俊幸
Toshiyuki Tsujita

PROFILEはこちら



第1 破産管財人の職務と権限

債務者に破産手続が開始されると、裁判所から破産管財人が選任されます。破産管財人は、破産財団の管理処分権を有しますが、こうした破産財団の管理・処分の前提として、破産管財人は破産者の資産がどこにどのような状態であるかを調査します。破産管財人には破産者の資産調査のために破産法上、様々な権限が認められており、破産手続前に債権者が発見できなかった財産にも破産管財人であればアプローチでき、隠匿資産が発見されることもあります。

本稿では、破産管財人による資産調査の方法・内容を実務的な観点から踏まえて説明し、とりわけ資産の隠匿等が疑われる債務者を抱える金融機関・取引債権者等の方に対して、破産手続によって破産者のどのような財産情報がオープンになり得るかを解説します。

第2 破産者の資産の調査

1 資産調査に関する破産管財人の権限等

破産管財人は、破産財団に属する財産の適切な管理・換価を行い、配当原資が形成されれば配当を実施することを職務とします。このような職務を全うするために、破産管財人には破産者の資産を調査するための権限が与えられています。具体的には、

- ① 破産財団の管理処分権の専属(破産法78条1項)
- ② 破産者宛郵便物の回送嘱託・開披権(同法81条、82条)
- ③ 破産者や関係者への説明請求権・帳簿等の検査権(同法83条)

などが挙げられます。上記②については、破産管財人には破産者宛の郵便物が通常全て転送されることになり、破産管財

人は破産者の了承を得ることなく転送郵便物の中身を確認することができます。そのため、例えば、銀行・証券会社、保険会社、不動産管理会社等からの郵便物や固定資産税・都市計画税、自動車税の納付書等が破産管財人に届くことにより、これらに紐づく財産の存在が判明することがあります。また、上記③については、破産管財人は、破産者やその関係者(役員や従業員、破産者の子会社等)に対して、破産手続に関して必要な説明を求めることができ、破産財団に関する帳簿、書類、その他の物件(税務申告書、株主総会・取締役会議事録、契約書等)を占有する者に対してそれらの検査を求めることができます。これらにより破産者やその関係者からのヒアリングや、帳簿等の客観的な資料を通じた情報の収集が可能になります。

また、破産者には説明義務(同法40条)や重要財産開示義務(同法41条)が課され、その違反は免責不許可事由(同法252条1項1号、6号、8号等)や、罰則(同法268条、269条)の対象とされており、その実効性が確保されています。破産管財人としては、こうした義務の存在やその違反の問題の深刻さを十分に理解させた上で、破産者等に必要な説明や財産開示を求めます。

2 資産調査の方法

(1) 総論(資産発見の端緒となる資料)

破産管財人は、破産申立書に添付されている財産目録や破産者からの説明を中心に資産の調査を始めますが、破産者が財産の存在を失念して記載・説明が漏れている場合や、破産者が故意に財産隠しをしている場合には、破産申立書等のみからは判明しない財産もあります。特に債権者申立てによる破産手続の場合、破産者本人の意に沿わず破産

手続が開始されたとして破産者からの積極的な情報開示を期待できないことが通常です。破産申立書や破産者の説明のみからは判明しない財産は、破産者の決算書類(特に勘定科目内訳明細書)、確定申告書、預貯金口座の入出金履歴、上記の転送郵便物や、関係者からの情報提供等が発見の端緒になります。貸借対照表・勘定科目内訳明細書については過去数期分を比較することで、資産・負債の変動が分かり、特に数字に大きな動きがある部分から、特定財産の不当な処分・隠匿、偏頗弁済の可能性を見出すことができるため、かかる比較は決算書類を確認する際の重要な視点の一つです。預貯金口座の入出金履歴については、破産者の契約関係や所有資産に係る支出・収入、偏頗弁済の可能性等、破産者における金銭の流れを物語る数多くの情報を得ることができます。

(2) 現預金(貸金庫を含む)

破産管財人は、破産者が申告していない破産者名義の預貯金口座がないかを調査します。特に破産者から通常存在する可能性が高い預貯金口座(例えば、給料や年金の振込口座、破産者が手形・小切手を振り出している場合の当座預金口座、破産者の借入先である金融機関の預金口座、他の預貯金口座の履歴から確認できる破産者名義の口座等)の説明がないときは、破産者やその関係者に説明を求めたり(破産法83条、40条)、金融機関に対して照会(方法としては、裁判所による調査嘱託の申立て(同法13条、民事訴訟法186条)等)が考えられます。)をしたりします。

また、破産者が契約している貸金庫の中に財産が存在することもあるため、当該契約の有無を上記の調査嘱託等を利用して調査することもあります。

(3) 有価証券(株式等)

有価証券(株式等)については、帳簿の記載や、証券会社等からの郵便物、預貯金口座への配当金の入金記録のほか、

破産管財人の権限に基づき証券会社等に照会をすることにより判明することがあります。特に上場株式については、証券保管振替機構への開示請求を通じて判明した口座管理機関(証券会社、信託銀行等)に破産者が有する株式の銘柄・保有数を照会することも考えられます。

(4) 保険

保険(解約返戻金等)については、保険会社からの郵便物や預貯金口座の記録(保険料の引落とし、保険金の入金)のほか、破産管財人の権限に基づき保険会社に照会をすることにより判明することがあります。

(5) 不動産

不動産については、帳簿の記載や、固定資産税・都市計画税の納付書のほか、個人所有の不動産であれば破産者の住所地等の活動拠点がある市区町村から名寄帳(その者が所有する当該市区町村内に所在する土地・建物をまとめた一覧表)を取得することで判明することがあります。

第3 資産が発見された場合

上記のような調査の結果、破産者の資産が発見された場合、破産管財人は速やかに管理・換価に着手します。

破産手続が開始されると、各債権者による個別的な権利行使(強制執行等)は禁止され、破産手続外で債権者が弁済を受けることはできなくなるため(破産法100条1項)、破産管財人によって発見された資産の換価金は、破産法の定める優先順位に従って債権者に公平に支払われることとなります。

第4 資産調査と否認権・役員に対する責任追及

資産調査の結果、破産手続前の破産者の財産の変動が判明し、否認(破産法160条以下)や役員責任追及(会社法423条、破産法178条参照)の対象になる問題行為が発見されることがあります。こうした場合、破産管財人が、かかる問題行

為に対しても適切に権限を行使して、破産財団への回復・回収を図ることで、破産財団の増加につながることもあります。

第5 資産調査と免責

個人破産の場合、裁判所は破産者の免責不許可事由(破産法252条1項各号)の有無を判断しますが、破産管財人による資産調査の過程で、財産の隠匿(同項1号)、浪費(同項4号)、帳簿等の隠滅(同項6号)、説明義務違反(同項8号)といった免責不許可事由が明らかになることがあります。こうした場合、破産管財人は裁判所に報告し、その結果、破産者の債務の免責が認められないことも実際にあります。

第6 おわりに

上記のとおり、破産管財人は、破産法上の権限に基づき様々な工夫を施しながら破産者の資産調査を行います。簿外資産や在外資産等を全て発見することは現実には困難であり、破産管財人の調査にも一定の限界があることは事実ですが、資産の内容・所在が不透明な債務者に対して破産管財人による資産調査のメスが入ることで財産情報が明らかになることもあります。本稿が、「資産をどこかに隠しているのではないか？」との疑念を抱かせる債務者の金融機関・取引債権者等にとって、破産管財人が有する資産調査の権限及びその役割のご理解の一助になれば幸いです。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)